

第3節 大気環境の保全

1 大気汚染の防止

1-1 大気汚染の現況

(1) 概況

大気環境基準は、環境基本法第16条により、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として示されたものです。平成21（2009）年9月から、新たな環境基準として追加された微小粒子状物質（PM2.5）について、県内の監視体制を強化するため、測定機器の設置を開始し、現在23局に設置されています。

平成26（2014）年度の大気環境基準の達成状況は次のとおりです。

二酸化硫黄は、測定局26局（県測定18局、四日市市測定8局）全てで環境基準を達成しました。

二酸化窒素は、測定局32局（県測定22局、四日市市測定10局）全てで環境基準を達成しました。

浮遊粒子状物質は、測定局32局（県測定22局、四日市市測定10局）全てで環境基準を達成しました。

以下、一般環境測定局を「一般局」、自動車排出ガス測定局を「自排局」と略します（注1）。

注1）一般環境測定局：県民が居住する地域に大気環境を調査するために設けられた測定局で、現在25（県設置18局、四日市市設置7局）の測定局が設けられています。
自動車排出ガス測定局：道路沿道の大気環境を調査するために設けられた測定局で、現在7（県設置4局、四日市市設置3局）の測定局が設けられています。

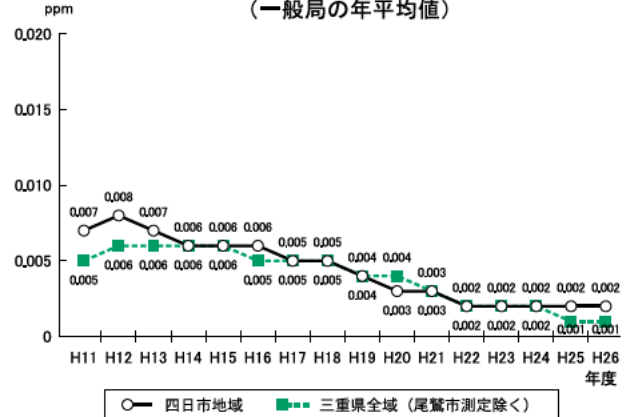
(2) 大気汚染の測定結果

① 硫酸酸化物（二酸化硫黄）

一般局24局（県測定18局、四日市市測定6局）、自排局2局（四日市市測定2局）で測定を実施しました。一般局、自排局とも日平均値の2%除外値は、0.04ppm以下で、環境基準を達成しました（注2）。年平均値の経年変化は図1-3-1のとおりです。

注2）二酸化硫黄の環境基準の長期的評価は、年間における日平均値の測定値の高い方から2%の範囲にあるもの（365日分の測定値がある場合は7日間の測定値）を除外して行います。ただし、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続した場合には、評価はせず、環境基準非達成とします。

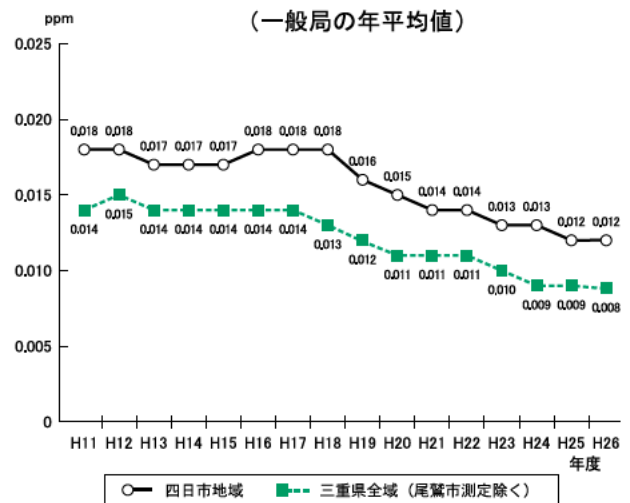
図1-3-1 二酸化硫黄の経年変化
(一般局の年平均値)



② 窒素酸化物（二酸化窒素）

一般局25局（県測定18局、四日市市測定7局）、自排局7局（県測定4局、四日市市測定3局）で測定を実施しました。一般局、自排局とも日平均値の98%値は0.06ppm以下で、環境基準を達成しました（注3）。年平均値の経年変化は図1-3-2のとおりです。

図1-3-2 二酸化窒素の経年変化
(一般局の年平均値)



注3）二酸化窒素の環境基準の長期的評価では、年間における日平均値の測定値の低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下の場合には、環境基準が達成されたと評価します。

③ 浮遊粒子状物質

一般局25局（県測定18局、四日市市測定7局）、自排局7局（県測定4局、四日市市測定3局）で測定を実施しました。一般局、自排局とも日平均値の2%除外値は、0.10mg/m³以下で、環境基準を達成しました（注4）。年平均値の経年変化は図1-3-3のとおりです。

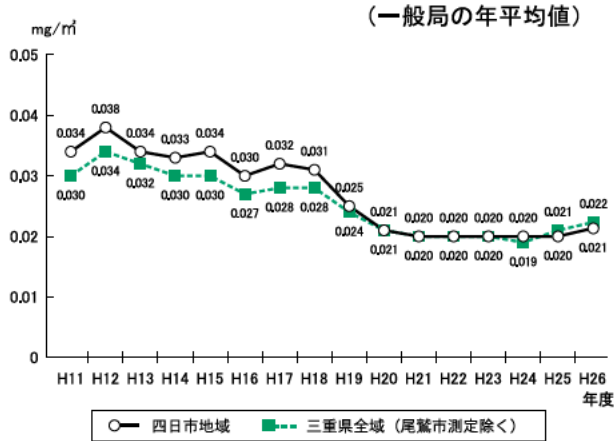
注4）環境基準の長期的評価は、硫酸酸化物と同様で、2%除外値で評価します。ただし、日平均値が、0.10mg/m³を超える日が2日以上連続した場合には評価はせず、環境基準未達成とします。

第1章 環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり

1章3節

● 大気環境の保全

図1-3-3 浮遊粒子状物質の経年変化



④ 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

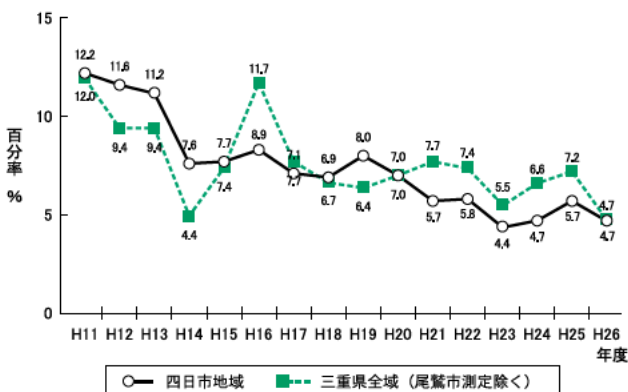
一般局19局 (県測定18局、四日市市測定1局)、自排局4局 (県測定2局、四日市市測定2局)のうち13局で環境基準を達成しませんでした。

PM_{2.5}について県民の関心が高まっていることから、平成25 (2013) 年2月27日に環境省が策定した「注意喚起のための暫定的な指針」に基づき県民への注意喚起を行ってきました。平成26 (2014) 年度は、注意喚起した日はありませんでした。

⑤ 光化学オキシダント

一般局24局 (県測定18局、四日市市測定6局)で測定を実施したところ、全ての測定局で環境基準を達成しませんでした。光化学オキシダント昼間値 (5時から20時までの測定値) が0.06ppmを超えた時間数の割合の経年変化は図1-3-4のとおりです。

図1-3-4 光化学オキシダント昼間値 (5~20時) が0.06ppmを超えた時間数の割合の経年変化



⑥ 一酸化炭素

自排局4局 (県測定)で測定を実施したところ、いずれの局も日平均値の2%除外値は10ppm以下で環境基準を達成しました (注5)。

〔注5〕環境基準の長期的評価は、硫黄酸化物と同様で、2%除外値で評価します。ただし、日平均値が10 ppmを超える日が2日以上連続した場合には評価はせず、環境基準未達成とします。〕

⑦ 非メタン炭化水素

一般局19局 (県測定14局、四日市市測定5局)、自排局3局 (県測定2局、四日市市測定1局)で測定を実施しました。大気中炭化水素濃度の指針では、光化学オキシダント濃度0.06ppmに対応する非メタン炭化水素濃度は、0.20~0.31ppmC (6~9時の3時間の平均値)の範囲となっており、一般局16局、自排局3局で0.20ppmCを超えていました。

⑧ 有害大気汚染物質

平成9 (1997) 年4月に施行された改正大気汚染防止法に基づき、環境省が示す23の優先取組物質 (有害性の程度やわが国の大気環境の状況等に鑑み健康リスクがある程度高いと考えられる有害大気汚染物質)のうち、測定法が示されているトリクロロエチレン、ベンゼン等の21物質 (ダイオキシン類を除く。)の大気環境調査を四日市市と連携して行いました。

ア 調査地点等

一般環境5地点 (桑名市、四日市市3地点、松阪市、伊賀市)、道路沿道1地点 (鈴鹿市)、で、毎月1回調査を実施しました。

イ 調査結果

環境基準が示されているジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレンおよびベンゼンの4物質は6地点とも環境基準を達成しました。

表1-3-1 優先取組物質

(1) アクリロニトリル	(13) テトラクロロエチレン
(2) アセトアルデヒド	(14) トリクロロエチレン
(3) 塩化ビニルモノマー	(15) トルエン
(4) 塩化メチル	(16) ニッケル化合物
(5) クロム及び三価クロム化合物	(17) ヒ素及びその化合物
(6) 六価クロム化合物	(18) 1,3-ブタジエン
(7) クロロホルム	(19) ベリリウム及びその化合物
(8) 酸化エチレン	(20) ベンゼン
(9) 1,2-ジクロロエタン	(21) ベンゾ(a)ピレン
(10) ジクロロメタン	(22) ホルムアルデヒド
(11) 水銀及びその化合物	(23) マンガン及びその化合物
(12) ダイオキシン類	

いずれも平成26年度に環境調査を実施。
 (ただし、(5)及び(6)は、全クロムとして調査を実施。
 また、ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法
 に基づく調査を実施。)

1-2 工場・事業場対策の推進

工場・事業場に対する規制・指導

(1) 大気汚染防止法による規制

大気汚染防止法では、一定規模以上のボイラー等のばい煙発生施設、ベルトコンベア等の一般粉じん発生施設等を規制しています。

平成27(2015)年3月31日現在、1,427工場・事業場に4,182のばい煙発生施設、227工場・事業場に1,642の一般粉じん発生施設、42工場に156の揮発性有機化合物(VOC)排出施設が設置されています。

① 硫酸酸化物の規制

硫酸酸化物については、施設毎の排出口の高さに応じた着地濃度規制(K値規制)が実施されています。その規制値は四日市地域(四日市市の一部、朝日町、川越町)が1.17、四日市市(前述以外の地域)が3.0、桑名市および鈴鹿市が14.5、その他の市町が17.5となっています。

また、四日市地域(四日市市は全域)については、昭和47(1972)年4月から三重県公害防止条例(現三重県生活環境の保全に関する条例)により、総排出量規制を実施してきましたが、この制度は、昭和51(1976)年から大気汚染防止法に移行しています。

② ばいじんの規制

ばいじんについては、ばい煙発生施設の種類および規模ごとに濃度規制が実施されています。平成10(1998)年4月、大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する総理府令が公布され、廃棄物焼却炉に係る排出基準が改定されました。

③ 窒素酸化物の規制

昭和48(1973)年の第1次規制以降段階的に排出基準の強化、適用施設の拡大が行われ、窒素酸化物を排出する大多数のばい煙発生施設に排出基準が適用されています。

④ 石綿(アスベスト)の規制

石綿(アスベスト)は、安価で耐熱性などの優れた特性を持つことから、多くの製品に使用されてきました。しかし、発がん性などの健康影響を有することから、その取扱い等に規制が行われ、現在では、原則、製造・使用が禁止されています。

アスベストは建築材料としても用いられており、その使用が禁止される以前に建設された建築物等の解体に伴うアスベスト飛散のおそれが懸念されています。

環境中へのアスベスト飛散対策については、大気汚染防止法による規制が行われており、アスベストが使用されている建築物等を解体する際には、作業基準の遵守等が義務付けられています。

平成25(2013)年6月に同法の一部を改正する法律が公布され、特定粉じん排出等作業に伴う建設工事の実施の届出義務者の変更、解体等工事の事前調査の実施およびその結果等の掲示等の義務化、都道府県知事等が実施する立入検査等の対象拡大が行われました。

平成26(2014)年度中の届出数は、解体作業が16件、改造・補修作業が12件、断熱材等の除去が160件でした。(以上、四日市市管轄分を除く。)

⑤ VOCの規制

光化学オキシダントによる大気汚染は、その原因物質であるVOCの排出削減により、その改善が期待できます。

工場から排出されるVOCの規制については、平成16(2004)年5月に大気汚染防止法が改正され、平成18(2006)年4月から施行されました。

これにより、新規VOC排出事業者には平成18(2006)年4月から、既存VOC排出事業者については平成22(2010)年4月から、VOC排出施設の届出義務、排出基準の遵守義務等が課されています。

(2) ダイオキシン類対策特別措置法による規制

ダイオキシン類対策特別措置法では、大気基準適用施設として5種類の特定施設、水質基準対象施設として19種類の特定施設を規制対象としています。

平成27（2015）年3月31日現在の県内における大気基準適用施設は245施設、水質基準対象施設は44施設です。

(3) 三重県生活環境の保全に関する条例等による規制

三重県生活環境の保全に関する条例では、大気汚染防止法の規制対象外の施設（指定施設）および有害物質について規制しています。さらに、四日市地域については、一定基準以上の工場等を対象に、窒素酸化物に係る総排出量規制、上乗せ条例によるばいじんの排出基準の上乗せ規制を実施しています。

平成27（2015）年3月31日現在のばい煙に係る指定施設は548工場・事業場に5,138施設、粉じんに係る指定施設は699工場・事業場に4,067施設、炭化水素に係る指定施設は16工場・事業場に311施設が設置されています。（以上、四日市市管轄分を除く。）

① 窒素酸化物に係る総排出量規制

昭和49（1974）年から四日市地域において、窒素酸化物の総排出量規制を実施しており、昭和53（1978）年に二酸化窒素に係る環境基準が改定されたことに伴い、総排出量規制の見直しを行いました。さらに、平成4（1992）年に窒素酸化物排出係数を改訂し、規制を強化しました。

② 炭化水素系物質の規制

貯蔵タンク等から炭化水素系物質の漏出を防止するため、一定規模以上の貯蔵施設（原油、揮発油、ナフサ等の貯蔵能力が5,000KL以上の貯蔵施設等）について、構造基準等を設け、規制を行っています。

(4) 緊急時の措置

大気汚染防止法に基づき、硫酸酸化物、浮遊粒子状物質、二酸化窒素および光化学オキシダントについて、緊急時における措置を講じています。平成26（2014）年度は、硫酸酸化物、浮遊粒子状物質および二酸化窒素については、予報等の発令による緊急時の措置はありませんでした。

(5) 立入検査（四日市市管轄分を除く。）

平成26（2014）年度は、延べ566工場・事業場に立入検査を行い、ばいじん、窒素酸化物等の延べ84項目について、排出ガス検査を実施した結果、排出基準を超過した事業所はありませんでした。

また、特定粉じん排出作業について、延べ87現場に立入を行い、敷地境界におけるアスベスト濃度を延べ12現場で測定したところ、石綿繊維数は概ね1本/L以下で、明らかに漏えいしていると断定できる事案はありませんでした。

加えて、ダイオキシン類について、大気基準適用施設において15検体、水質基準適用施設において5検体の検査を行ったところ、全ての検体で排出基準を満足していました。

1-3 光化学スモッグ対策の推進

(1) 光化学スモッグの緊急時の措置現状

平成25（2013）年度までは、県内14地域、18関係市町（市によっては、発令地域が分かれる場合や、一部の地域に限る場合あり）を発令地域とし、緊急時の措置を要請する対象地域としていましたが、新設した測定局に係る地域を反映させるための見直しを行い平成26（2014）年度以降は、県内17地域、27関係市町を発令地域としています。

測定されたオキシダント濃度が発令基準に達した場合、その発令地域ごとに緊急時の措置の区分（予報、注意報、警報、重大警報の4種類）に応じ、協力工場へ燃料使用量の削減等措置を要請します。

平成26（2014）年度の光化学スモッグについては、6月1日に四日市、桑名地域に予報を発令しました。

予報の発令は合計1日（2回）でした。

(2) 北勢地域光化学大気汚染予測システム

光化学スモッグ注意報発令時において緊急時の措置が速やかに実施されるよう、注意報発令に先立ち、当日早朝に各種汚染物質濃度や気象データから計算した予測情報を各関係機関に提供しています。

① 対象地域

桑名地域、大安地域、四日市地域および鈴鹿地域の4地域としています。

② 予測情報の内容

4地域別に、「高濃度となりやすいでしょ

う。」「高濃度とならないでしょう。」の2段階で予測しています。「高濃度」とはオキシダント濃度の日最高値が0.12ppm以上となる場合をいいます。

1-4 重金属等の有害化学物質への対応

有害大気汚染物質は、発がん性等人の健康に有害な影響を及ぼすおそれのある物質といわれています。平成8（1996）年に大気汚染防止法が改正され、大気環境調査、事業者の排出抑制の責務等が規定されました。平成9（1997）年には、有害大気汚染物質のうち、健康リスクが高いと評価される物質であるベンゼン、トリクロロエチレンおよびテトラクロロエチレンの大気環境基準が設定されました。さらに、平成13（2001）年4月には、シクロロメタンの環境基準が設定されました。

1-5 新たな有害化学物質への対応

ダイオキシン類

平成12（2000）年1月から施行されたダイオキシン類対策特別措置法（平成11（1999）年7月公布）に基づいて、ダイオキシン類の大気中濃度を調査しました。

- ・調査地点
一般環境調査地点は、常時監視地点7地点で調査を実施しました。
- ・調査方法
年4回の試料採取を行い、分析しました。
- ・調査結果の概要
平成26（2014）年度は、全て環境基準を達成していました。

2 自動車環境対策の推進

2-1 自動車環境対策の推進

(1) 現状

本県の全自排局の二酸化窒素および浮遊粒子状物質の濃度（年平均値）は、年々低下しており、平成26（2014）年度は昨年度に引き続き全局で環境基準を達成しました。

(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）

① 背景

自動車交通の集中、増大等に伴って、二酸化窒

素および浮遊粒子状物質に係る大気汚染が厳しい状況にあり、その対策として特別措置法が制定されました。現在は、対策地域の実情をふまえながら、自動車排出窒素酸化物および自動車排出粒子状物質の削減に向けて、国、地方公共団体、事業者および県民と共に、各種の対策に取り組んでいます。

② 法律の概要

平成13（2001）年6月に自動車NOx・PM法が成立しました。その内容は次のとおりです。

- ・対象物質に粒子状物質を追加
- ・対策地域の拡大
愛知県の61市町村と共に、三重県の北勢地域の8市町（四日市市、桑名市、鈴鹿市、旧長島町、木曾岬町、旧楠町、朝日町、川越町）を追加
- ・粒子状物質について車種規制を導入
- ・窒素酸化物について車種規制の強化
- ・一定規模以上（30台以上保有）の事業者に対する自動車使用管理計画の作成、都府県知事等への届出の義務付け

平成19（2007）年5月には、自動車NOx・PM法が改正されました。その主な内容は次のとおりです。

- ・重点対策地区の新設
- ・建物の新設に係る届出
- ・周辺地区内の一定規模以上の事業者に対する計画作成・届出、報告の義務付け
- ・荷主等に窒素酸化物等の排出の抑制に係る努力を義務付け

平成23（2011）年3月には、自動車NOx・PM法に基づく基本方針が改正され、平成27（2015）年度までに対策地域内の全ての測定局で環境基準を達成すること、および平成32（2020）年度までに対策地域内で環境基準を確保することが総量削減の目標となりました。

③ 車種規制

- ・排出規制
ガソリン車への代替が可能な乗用車およびトラック・バス（車両総重量3.5t以下）については、ガソリン車並の排出基準。
ガソリン車への代替が不可能なトラック・バス（車両総重量3.5t超）については、最新のディーゼル車並の排出基準。

第1章 環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり

・経過措置

使用過程車については、車両の買換などの負担が過度に大きにならないよう、車両の平均使用年数を参考とした適用猶予期間が設定されています（例：普通貨物車：9年、大型バス：12年）。

④ 「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」の概要

ア 経過

自動車NOx・PM法に基づき、平成25（2013）年3月に新たな「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を策定しました。

平成25（2013）年度は、その計画の一つである対策地域外からの車種規制非適合車流入に対する措置として、「三重県流入車対策要綱（案）」を検討しましたが、対策地域内全測定局での平成23（2011）年度からの環境基準達成と社会的状況等の変化、パブリックコメントを受けて、同要綱（案）の実施を延期しました。現在、対策地域内の環境基準は達成されていますが、環境基準の達成状況は景気動向による交通量等の影響を受ける場合があるため、今後、環境基準を達成できないおそれが出てきた場合には、再度その対策を検討していきます。

イ 計画の目標

計画では、平成27（2015）年度の間目標年度に対策地域内の監視測定局での環境基準達成、平成32（2020）年度の最終目標年度に対策地域全域での環境基準を確保するために、排出量の削減について以下のように取り組んでいきます。（表1-3-2）

ウ 目標を達成するための施策

自動車から排出される窒素酸化物等を削減するために、国、県、市町、事業者等が協力して、各自動車からの排出量を削減する自動車単体規制や車種規制等の施策および自動車の走行量を削減する物流対策や公共交通機関の利用促進等の施策を行います。

表1-3-2 排出量の削減目標

総量の区分		窒素酸化物 (t/年)	粒子状物質 (t/年)
H21年度 (現状)	①対策地域内の事業活動等に 伴う発生総量〔1号総量〕	16,757	2,270
	②①のうちの自動車排出総量 〔2号総量〕	5,233	303
H27年度 (中間目標)	③平成27年度までに達成すべ き総量	15,185	2,182
	④③のうちの自動車排出総量	3,756	220
H32年度 (目標年度)	⑤対策地域内で大気環境基準 達成可能な事業活動等に伴 う発生総量〔3号総量〕	14,157	2,123
	⑥⑤のうちの自動車排出総量 〔4号総量〕	2,787	163

- ※1 1～4号総量は、窒素酸化物にあっては自動車NOx・PM法第7条第2項第1～4号、粒子状物質にあっては自動車NOx・PM法第9条第2項第1～4号にそれぞれ規定される量を表しています。
- ※2 環境省調査では、浮遊粒子状物質について目標年度である平成32年度において対策地域全体で環境基準を超過している箇所はないと予測されましたので、必要削減量はゼロと考えています。このため、今回示しました目標量は、更なる施策実施によるものではなく、これまで実施している対策である自動車排出ガス単体規制などで削減を見込んだ排出量（一次粒子のみ）を参考までに示しています。

(3) 交通の円滑化対策の推進

交通情報収集提供エリアの拡充を推進し、交通渋滞に係る情報を収集・分析することにより、運転者に的確な情報提供を行うとともに、交通の状況に応じた効果的な信号制御を行い、交通の円滑化を図りました。

(4) 公共交通の利用促進

バスや地方鉄道等の公共交通の利用促進を図るため、国や市町、関係団体、交通事業者および住民と連携・協力して、啓発活動や情報提供等に取り組みました。

1章3節

●大気環境の保全

3 騒音・振動・悪臭の防止

3-1 騒音・振動の現況

騒音に係る環境基準は、環境基本法第16条に基づき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で、維持されることが望ましい基準として設定されています。

工場・事業場に係る騒音・振動苦情は、その発生源が住工混在地域に立地する中小規模の工場等や建設作業によるものが多くあります。

家庭生活による騒音苦情は、例えばピアノ、クーラーあるいは飼犬の鳴き声などが原因となっており、生活様式の多様化や都市化の進展の中で快適な住環境を求める声が強くなってきています。

3-2 工場・事業場対策の推進

(1) 騒音規制法および振動規制法による規制

騒音規制法および振動規制法に基づき、生活環境を保全すべき地域を指定し、この指定地域内において、工場および事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音・振動について規制を行っています。

(2) 三重県生活環境の保全に関する条例による規制

三重県生活環境の保全に関する条例では、法で規制していない施設および地域の拡大（県内ほぼ全域）を行い、工場および事業場における事業活動ならびに建設工事に伴って発生する騒音・振動について規制を行っています。

また、このほか、深夜営業騒音、作業騒音および拡声機の使用に伴う騒音について規制を行っています。（表1-3-3）

表1-3-3 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく制限行為等に係る勧告等の実施状況
(平成26年度)

	指導件数	勧告件数
深夜営業騒音に係るもの	12	—
作業騒音に係るもの	4	—
拡声機の使用制限に係るもの	—	—

(3) 立入検査および指導

法・条例に基づく規制対象施設等の届出を審査・指導するとともに、規制対象工場・事業場の立入検査を行い基準遵守の確認や改善指導を行いました。（表1-3-4）

また、法・条例の指定地域を有する市町が行う規制事務について助言を行いました。

表1-3-4 工場・事業場および建設作業に関する騒音・振動関係の立入検査等の実施状況

(平成26年度)

	騒音関係	振動関係
立入検査件数 [※]	19	9
測定検査結果	適合	8
	不適合	0
行政指導件数	9	1

※ 測定検査単独実施を含む。

3-3 都市生活騒音対策の推進

生活様式の向上に伴い生活の場からクーラーの音、ピアノの音、飼犬の鳴き声等多種多様な生活騒音が発生するようになりました。

近年、快適な生活環境を確保したい要求が高まるにつれて、この生活騒音に対する苦情が増加しています。

生活騒音は、工場騒音とは異なり、個人の私生活に深く関わっており、法令で規制し防止するより、各人が近隣に迷惑をかけないように自覚し、自制することが最も大切なことであるとともに、地域ごとの生活騒音防止のための自主的な活動を通して相互受認を含む近隣居住のルールを作ることが大切です。

3-4 環境騒音および道路交通振動の現状

(1) 環境騒音（一般地域）

環境騒音のうち、一般地域（道路に面する地域以外）における騒音の状況は、法の指定地域を有する17市町の協力を得て、77地点で騒音測定を実施しました。

(2) 自動車騒音および道路交通振動

環境騒音のうち、道路に面する地域における騒音の状況については、市の協力を得て、39地点で自動車交通騒音測定を実施しました。

第1章 環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり

1章3節

● 大気環境の保全

表1-3-5 測定地点における環境基準適合状況

地域の類型	測定地点数	適合地点数		
		昼間適合	夜間適合	両時間帯とも適合
A	30	29	29	29
B	22	21	17	17
C	24	24	23	23
未指定	1			

また、道路交通振動の状況については、法に規制地域を有する市町の協力を得て、40地点で道路交通振動測定を実施しました。

騒音規制法および振動規制法では、自動車騒音および道路交通振動の限度（要請限度）を定めており、市町村長は指定地域内における自動車騒音・振動がその限度を超えて道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる時は、公安委員会および道路管理者に対して、交通規制や道路構造等の改善要請、意見を述べるができることになっています。

(3) 自動車交通騒音・振動対策の推進

自動車騒音対策を推進するため、平成5（1993）年10月「三重県自動車交通公害対策推進協議会」を設置し、自動車交通公害防止対策の基本的方向と具体的な施策を盛り込んだ「自動車交通公害防止のための基本的な事項」を策定し、総合的な施策を推進しています。

(4) 適正な土地利用の誘導

住居地域での静穏な環境を保全するため、都市計画法に基づく適正な土地利用の誘導や、必要に応じた緩衝緑地の設置等を進めています。

(5) 航空機騒音対策

航空機騒音から生活環境を保全するため、平成19（2007）年3月30日に表1-3-6のとおり環境基準の類型を当てはめました。類型をあてはめた地域において、平成26（2014）年度に航空機騒音の測定を実施したところ、全て環境基準を達成しました。

表1-3-6 類型を当てはめた地域および環境基準

類型	環境基準	地域
I	L _{den} 57dB以下	木曾岬町、桑名市（長島町の区域）、鳥羽市（答志町および桃取町の区域）

3-5 悪臭の現況

苦情件数の発生源別内訳としては、野外焼却による苦情が最も多く（全体の26.8%）、第2位はサービス業・その他（同15.2%）、第3位は個人住宅・アパート・寮（同11.8%）でした。都道府県別苦情件数（人口100万人当たりの苦情件数）において、三重県は第3位の183件（全国平均は108件）となっています。

3-6 工場・事業場対策の推進

(1) 悪臭防止法による規制

悪臭防止法では、住民の生活環境を保全すべき地域を指定し、この地域内において、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について規制を行っています。

平成27（2015）年3月31日現在で、規制地域を有する市町は表1-3-7のとおりです。

表1-3-7 規制地域を有する市町（平成27年3月31日現在）

市（14）	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、志摩市、伊賀市、いなべ市
町（10）	木曾岬町、東員町、菟野町、朝日町、川越町、明和町、玉城町、紀北町、御浜町、紀宝町

(2) 立入検査および指導

法の規制地域を有する市町が行う規制事務について助言を行いました。

(3) 畜産経営に起因する悪臭の防止

郊外での宅地開発や畜産業の規模拡大等から、畜産に起因する悪臭問題が発生しています。このため、県、市町、関係団体等が連携して問題発生畜産農家に対する指導（畜産環境パトロール）を行うなど、環境問題の解決、未然防止に努めています。